

麻薬取扱者免許申請書に関する注意事項 (麻薬施用者/管理者用)

免許番号が 24 で始まる麻薬取扱者の方が対象です

(1) 提出書類

次表の書類を各 1 部提出してください。

免許の種類	提出書類
麻薬施用者 麻薬管理者	①麻薬施用者（管理者）免許申請書 ②医師の診断書（原本、又は申請者が原本証明した写しで、令和 8 年 9 月 1 日以降に作成されたもの）

※免許申請書及び診断書の様式は令和 6 年 12 月 12 日で新様式に変更されています。旧様式では申請できませんので御注意ください。

〈注意事項〉

■麻薬取扱者免許申請書

令和 8 年 12 月 31 日までの免許を受けておらず、令和 9 年 1 月 1 日から新たに免許を受けようとする場合は、申請書提出時に医師等の免許証の原本の提示又は申請者が原本証明した写しの添付が必要となります。

■医師の診断書

- ・継続申請に限り令和 8 年 9 月 1 日以降に作成された診断書も有効とします。ただし、令和 8 年 12 月 31 日までの免許を受けておらず、令和 9 年 1 月 1 日から新たに免許を受けようとする場合は、申請日から 1 か月以内に作成された診断書が必要です。
- ・精神機能の障害があるかないか（精神機能の障害がある場合には、業務を適正に行うことができることについて診断されていること）又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒者ではないことについて診断されたものが必要です。

＜診断書の省略について＞

- ・同一の人が施用者と管理者の免許申請を同時に行う場合は、診断書の原本又は申請者が原本証明した写しを各申請書に添付してください。写しの省略はできませんので御注意ください。

(2) 免許申請手数料

次表の金額の手数料を収めてください。なお、「愛知県収入証紙」は、愛知県食品衛生協会支部（各県保健所内）又は愛知県内各警察署等で購入できます。

免許の種類	証紙金額
麻薬施用者	4,000 円
麻薬管理者	

(3) 免許申請書記載上の注意

■全体について

基本的に現在所持している免許証のとおりに記載してください。

■「従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設」

麻薬施用者であって、県内では1か所の麻薬業務所でのみ麻薬を取り扱う場合は、「なし」と記入してください。

■「許可又は免許の番号」及び「許可又は免許の年月日」

麻薬施用者、麻薬管理者にあつては、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の登録番号及び登録年月日を、その許可の種類とともに記入してください。

■「欠格条項」

当該事実がない場合は「なし」と記入してください。

■「備考」

- ア. 現在の麻薬取扱者免許証の免許番号を記載してください。
- イ. 現在の免許証の業務所所在地あるいは住所が区画整理等行政上の理由により呼称変更したときは、変更後の地番で申請欄に記載し、現在の免許証に記載されている地番を備考欄に朱書で記載してください。
- ウ. 免許申請の日から令和8年12月31日までの間に、転居等のため申請事項を変更することが明らかな場合は、変更後の内容で記載し、対応する現在の免許証に記載されている内容を備考欄に朱書で記載してください。また、変更後15日以内に麻薬取扱者免許証記載事項変更届を提出してください。

※免許申請後の変更

免許申請後、申請内容に変更が生じた場合は、申請事項の訂正を願い出てください。

なお、免許証の記載事項に変更が生じた場合は、通常通り変更後15日以内に記載事項変更届に免許証を添えて提出してください。

(4) 郵送で提出する場合の注意

麻薬取扱者免許の継続申請について、指定の受付期間において郵送（簡易書留又はレターパック（赤））での申請が可能です。

なお、届出内容について疑義等がある場合は、適宜確認を行います。

申請書の受付控が必要な方は、返信用封筒（必要額の切手を貼付したもの）を同封してください。

また、郵送による免許証の受領を希望する場合は、返信用封筒（レターパック（赤）推奨）に宛先を記入して同封してください。